

令和8年度渋川市しぶかわ企業進出促進補助金交付要領

令和8年4月1日から適用

本補助金の交付目的、交付手続等は、次のとおりです。

交付目的	市は、企業が取り組む多様な働き方の促進、地域経済の活性化、雇用の創出及び移住定住者の誘引を図るため、本社機能移転又はオフィス設置に要した費用の一部を補助します。
内容	<p>補助金の交付の対象者は、次に掲げる条件の全てを満たす者です。</p> <p>(1) 会社法（平成17年法律第86号）第2条第1号に規定する株式会社、合名会社、合資会社若しくは合同会社又は会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成17年法律第87号）第3条第2号に規定する特例有限会社であること。</p> <p>(2) オフィスの設置に当たり、建築基準法（昭和25年法律第201号）の規定及び建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第9条に規定する建築基準関係規定に違反しないこと。</p> <p>(3) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に規定する営業を営む者でないこと。</p> <p>(4) 特定商取引に関する法律（昭和51年法律第57号）第2条第1項に規定する訪問販売、同条第3項に規定する電話勧誘販売、同法第33条第1項に規定する連鎖販売取引その他これらに類する方法により物品の販売、役務の提供その他の行為を営む者でないこと。</p> <p>(5) 貸金業法（昭和58年法律第32号）第2条第1項に規定する貸金業を営む者でないこと。</p> <p>(6) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定に基づく更生手続開始の申立て（同法附則第2条に規定する申立てを含む。）又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定による再生手続開始の申立てがなされていないこと。</p> <p>(7) 渋川市暴力団排除条例（平成24年渋川市条例第30号）第2条第1項に規定する暴力団及び第2項に規定する暴力団員に関係する者でないこと。</p> <p>(8) 法令又は公序良俗に反する営業を行っている者でないこと。</p> <p>(9) 本要領に基づく補助金により設置したオフィスを政治活動又は宗教活動に利用しようとする者でないこと。</p>

	(10) 本要領に基づく補助金の交付を受けていない者であること。
補助金の種類	次に掲げるいずれかの補助金を交付します。 (1) 本社機能移転型 (2) オフィス進出型
補助対象経費	補助金の対象経費は、別表1に掲げるとおりです。ただし、国、県その他団体から、本要領に関する補助金等を受ける場合は、その金額を減じた額を対象経費とします。
交付金額	補助金の交付金額は、補助対象経費の3分の2の額とし、補助限度額は従事者人数及び内正規雇用者数に応じ、本社機能移転型は別表2、オフィス進出型は別表3に掲げるとおりとします。 上記の額に千円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てるものとします。
誘致重点業種による加算	補助対象者の営む業種が別表4に掲げる業種に該当する場合は、補助金の交付金額に補助限度額の100分の5を乗じた額を加算します。ただし、加算後の金額は補助限度額及び補助対象経費の額を超えないものとします。
予算額	この補助金の事業全体の補助限度額は、予算に定める額とします。限度額に達した時点で受付を終了します。
交付 手 続 等	<p>(1) 本社機能移転型の交付条件は、次のとおりです。</p> <p>ア 渋川市外から渋川市内に本社機能移転をすること。</p> <p>イ 事業完了時に商業登記法（昭和38年法律第125号）第1条の2第1号に規定する登記簿に記録された本店所在地が渋川市内であること。ただし、事業完了日の属する年度の3月31日までに登記が完了しない場合は、渋川市内への本店移転登記に係る申請をしていること。</p> <p>ウ 移転後の本社機能に従事する者が3人以上であり、そのうちの2人以上が主として当該本社機能に従事する正規雇用者であること。ただし、既に渋川市内で事業を営む事業者においては、当該事業の雇用者を維持したまま、本社機能移転に伴い渋川市内に従事する者が3人以上増員し、そのうちの2人以上が主として当該本社機能に従事する正規雇用者であること。</p> <p>エ 本社機能移転が完了した日から5年以上継続して渋川市内で当該本社機能を運営することが誓約できること。</p> <p>【注1】本社機能とは、企業の経営方針に関する意思決定、続経営資源の管理、各種業務の統括、情報処理、研究開発又等は人材育成を行う機能をいいます。</p> <p>【注2】実績報告時に、本社機能移転が確認できる資料の添付が必要です。</p>

		<p>(2) オフィス進出型の交付条件は、次のとおりです。</p> <p>ア 渋川市外に事業実態があること。</p> <p>イ 渋川市内に事業実態がなく、初めてオフィスを設置すること。</p> <p>ウ 設置したオフィスに従事する者が1人以上であり、そのうちの1人以上が正規雇用者であること。</p> <p>エ オフィスの設置が完了した日から3年以上継続して渋川市内で当該オフィスを運営することが誓約できること。</p> <p>【注3】 オフィスとは、事業者が開設した事務的な業務を行う事務所をいいます。</p> <p>【注4】 オフィス以外の施設（工場、店舗等）を併設している場合又はオフィスを設置する同一敷地内にオフィス以外の用途で使用する施設を建設する場合は対象外となります。</p>
<p>交付申請の方法、 時期等</p>		<p>事業に着手する5営業日前までに書面の提出又はメールにて申請してください。</p> <p>予算額に達した時点で申請の受付を終了します。</p> <p>渋川市しぶかわ企業進出促進補助金交付申請書（様式第1号）に必要事項を記入し、次に掲げる書類を添えて提出してください。</p> <p>(1) 計画書（様式第2号）</p> <p>(2) 誓約書（様式第3号）</p> <p>(3) 定款の写し</p> <p>(4) 登記事項証明書</p> <p>(5) 直近の決算報告書及び勘定科目内訳書</p> <p>(6) その他市長が必要と認める書類</p> <p>【注1】 申請書の押印を省略することが可能です。なお、その場合は、書類の真正性を担保するため、必要に応じ、電話等で確認を行う場合があります。</p> <p>【注2】 借用物件を改修する場合は、物件所有者の同意の確認のため、計画書に物件所有者の押印が必要となります。</p> <p>【注3】 誓約書は、申請者の意思確認のため、押印が必要となります。</p> <p>【注4】 メールにて申請する場合は、押印が必要な書類に押印がされていることが確認できるデータを添付して提出してください。また、押印が必要な書類の原本は、申請後7日以内に提出してください。</p> <p>【注5】 メール1通当たりのデータ容量の上限は5MBです。上限を上回った場合、メールが届かない場合があります。</p> <p>【注6】 メールにて申請する場合、受け付けてから2営業日以内</p>

	<p>に受付確認メールをお送りします。受付確認メールがない場合は、提出のメールが到達していない可能性がありますので、お問い合わせください。</p>
<p>交付決定の時期等</p>	<p>申請のあった日から14日以内に交付決定をします。</p> <p>補助金の交付又は不交付を決定したときは、渋川市しぶかわ企業進出促進補助金交付（不交付）決定通知書（様式第4号）により通知します。</p>
<p>変更交付申請の方法、時期等</p>	<p>申請内容又は交付決定の内容に変更があるときは、速やかに渋川市しぶかわ企業進出促進補助金変更交付申請書（様式第5号）に変更する内容を証する書類を添えて、書面の提出又はメールにて提出してください。</p> <p>【注1】メール1通当たりのデータ容量の上限は5MBです。上限を上回った場合、メールが届かない場合があります。</p> <p>【注2】メールにて申請する場合、受け付けてから2営業日以内に受付確認メールをお送りします。受付確認メールがない場合は、提出のメールが到達していない可能性がありますので、お問い合わせください。</p>
<p>変更の承認</p>	<p>変更交付申請があったときは、速やかにその内容を審査し、その結果を渋川市しぶかわ企業進出促進補助金変更承認（不承認）通知書（様式第6号）により通知します。</p>
<p>申請の取下げ</p>	<p>次のいずれかの理由によって申請を取り下げるときは、渋川市しぶかわ企業進出促進補助金交付申請取下届（様式第7号）を書面の提出又はメールにて提出してください。</p> <p>(1) 交付決定の内容又はこれに付された条件に不服があるとき。</p> <p>(2) 事業を中止するとき。</p> <p>(3) その他市長が必要と認めたとき。</p> <p>【注1】メール1通当たりのデータ容量の上限は5MBです。上限を上回った場合、メールが届かない場合があります。</p> <p>【注2】メールにて申請する場合、受け付けてから2営業日以内に受付確認メールをお送りします。受付確認メールがない場合は、提出のメールが到達していない可能性がありますので、お問い合わせください。</p>
<p>実績報告の方法、時期等</p>	<p>事業が完了したときは、その日から30日以内又はその日の属する年度の3月31日のいずれか早い日までに、渋川市しぶかわ企業進出促進補助金事業完了実績報告書（様式第8号）に次に掲げる書類を添えて、書面の提出又はメールにて提出してください。</p> <p>(1) 報告書（様式第9号）</p> <p>(2) 所在地証明書</p>

	<p>(3) 定款の写し</p> <p>(4) 登記事項証明書(注1)</p> <p>(5) 直近の決算報告書及び勘定科目内訳書</p> <p>(6) その他市長が必要と認める書類</p> <p>【注1】 本社機能移転型の場合で、事業完了日の属する年度の3月31日までに商業登記法に規定する登記簿に登録された本店所在地の登記変更が完了しない場合は、法務局の受領が確認できる本店移転に係る登記申請書の写しを併せて提出すること。</p> <p>【注2】 メール1通当たりのデータ容量の上限は5MBです。上限を上回った場合、メールが届かない場合があります。</p> <p>【注3】 メールにて申請する場合、受け付けてから2営業日以内に受付確認のメールをお送りします。受付確認メールがない場合は、提出のメールが到達していない可能性がありますので、お問い合わせください。</p>
補助金の額の確定	<p>実績報告があったときは、当該報告書の審査及び必要に応じて現地調査を行い、その成果が補助金の交付の決定内容及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、渋川市しぶかわ企業進出促進補助金確定通知書(様式第10号)により交付すべき補助金の額を確定します。</p>
請求の方法、支払時期等	<p>交付請求書(様式第11号)を提出し、請求してください。</p> <p>提出された請求書に基づき、請求日から20日以内に支払います。</p>
交付決定の取消し	<p>1 次の場合は、補助金の交付決定の全部又は一部が取り消されます。</p> <p>(1) 偽りその他不正な手段により交付決定又は交付を受けたとき。</p> <p>(2) 補助金を他の用途に使用したとき。</p> <p>(3) 本要領、交付決定の内容及びこれに付した条件に違反したとき。</p> <p>(4) 渋川市しぶかわ企業進出促進補助金変更承認通知書(様式第6号)を受けずに業態や経費等を著しく変更したとき。</p> <p>(5) 補助事業等を予定の期間内に完了しなかったとき、又は完了することが不可能若しくは困難であると市長が認めたとき。</p> <p>2 前項の規定により交付決定の全部又は一部を取り消したときは、渋川市しぶかわ企業進出促進補助金交付決定取消通知書(様式第12号)により通知します。</p>
	<p>1 次の場合は、指定された期限までに、補助金を返還しなければ</p>

補助金の返還	<p>ばなりません。</p> <p>(1) 補助金の交付を受けた後、補助金の交付決定を取り消された場合は、取消しに係る部分の金額</p> <p>(2) 交付を受けた補助金額が交付の対象となる事業及び経費の実績額に基づき積算し確定した額を超える場合は、超える部分の金額</p> <p>2 前項の規定に該当したときは、渋川市しぶかわ企業進出促進補助金返還命令書（様式第13号）により補助金の返還を求めます。</p>
申請書等の様式	<ul style="list-style-type: none"> ○渋川市しぶかわ企業進出促進補助金交付申請書（様式第1号） ○計画書（様式第2号） ○誓約書（様式第3号） ○渋川市しぶかわ企業進出促進補助金交付（不交付）決定通知書（様式第4号） ○渋川市しぶかわ企業進出促進補助金変更交付申請書（様式第5号） ○渋川市しぶかわ企業進出促進補助金変更承認（不承認）通知書（様式第6号） ○渋川市しぶかわ企業進出促進補助金交付申請取下届（様式第7号） ○渋川市しぶかわ企業進出促進補助金実績報告書（様式第8号） ○報告書（様式第9号） ○渋川市しぶかわ企業進出促進補助金確定通知書（様式第10号） ○交付請求書（様式第11号） ○渋川市しぶかわ企業進出促進補助金交付決定取消通知書（様式第12号） ○渋川市しぶかわ企業進出促進補助金返還命令書（様式第13号）
その他	<p>補助対象者は、補助対象事業に関する帳簿及び書類を備え付け、当該補助対象事業が完了した年度の翌年度から5年間保存しなければなりません。</p>
取扱担当課	<p>渋川市役所商工観光部企業誘致推進室（第二庁舎）</p> <p>電話 0279-25-7248（直通）（内線4894）</p> <p>0279-22-2111（代表）</p> <p>メールアドレス sangyouritti@city.shibukawa.gunma.jp</p>

別表 1

	補助対象経費	具体例
1	土地、建物又は事務所の取得費	購入費、建設費等
2	土地、建物又は事務所の賃貸に係る初期費	保証金、保証委託金、仲介手数料等（礼金及び敷金を除く。）
3	建物又は事務所の改修費	天井、壁、床、屋根、外壁等の改修費
4	設備の工事費	通信、空調、駐車場等の設備工事費
5	備品の購入費	事務机、椅子、棚、パソコン、プリンター等の事務室用品の購入費
6	輸送費	書類等の輸送費、移転作業の委託料等
7	その他の費用	市長が特に必要と認めた費用

備考

- 1 パソコンを購入する場合、購入数は従事者人数を上限とし、補助金額は1台あたり20万円を上限とする。
- 2 プリンターを購入する場合、購入数は1台を上限とし、補助金額は10万円を上限とする。

別表 2（第7条関係）

従事者人数	内正規雇用者数	補助限度額
3人	2人以上	300万円
4人	2人以上	400万円
5人	2人	400万円
	3人以上	500万円
6人	2人	400万円
	3人以上	600万円
7人	2人	400万円
	3人	600万円

	4人以上	700万円
8人	2人	400万円
	3人	600万円
	4人以上	800万円
9人	2人	400万円
	3人	600万円
	4人	800万円
	5人以上	900万円
10人以上	2人	400万円
	3人	600万円
	4人	800万円
	5人以上	1,000万円

別表3（第7条関係）

従事者人数	内正規雇用者数	補助限度額
1人以上 5人以下	1人以上	100万円
6人以上 10人以下	1人以上2人以下	100万円
	3人以上	200万円
11人以上	1人以上2人以下	100万円
	3人以上4人以下	200万円
	5人以上	300万円

別表4（第7条関係）

業種名	大分類	中分類	小分類
クリエイティブ関連 産業	G情報通信業	38放送業	—
		39情報サービス業	—
		40インターネット付随サービス業	—

		ス業	
		4 1 映像・音声 ・文字情報制作 業	—
	L 学術研究，専 門・技術サービ ス業	7 2 専門サービ ス業（他に分類 されないもの）	7 2 6 デザイン 業 7 2 7 著述・芸 術家業
		7 3 広告業	—
		7 4 技術サービ ス業（他に分類 されないもの）	7 4 2 土木建築 サービス業 7 4 3 機械設計 業 7 4 6 写真業
製造業	E 製造業	—	—
物流運輸業	H 運輸業，郵便 業	4 4 道路貨物運 送業	—
		4 7 倉庫業	—
		4 8 運輸に付帯 するサービス業	—
農業	A 農業，林業	0 1 農業	—

備考

大分類、中分類及び小分類の各区分は、日本標準産業分類（令和5年総務省告示第256号）の定めるところによるものとする。

様式第1号

年 月 日

渋川市長

様

住 所

申請者 名 称

代表者職氏名

渋川市しぶかわ企業進出促進補助金交付申請書

渋川市しぶかわ企業進出促進補助金について、関係書類を添えて下記のとおり申請します。

記

1 補助金の種類	
2 交付申請額	円
3 着手予定日	年 月 日
4 完了予定日	年 月 日
5 担当者連絡先	担当者名： 連絡先：
6 添付書類	<ul style="list-style-type: none">・ 計画書（様式第2号）・ 誓約書（様式第3号）・ 定款の写し・ 登記事項証明書・ 直近の決算報告書及び勘定科目内訳書・ その他市長が必要と認める書類

様式第2号

計画書

1 企業の概要

本店所在地			
業種		主要生産品又は 主要サービス	
従業員数	人	資本金	万円

2 事業の概要

○ 本社機能移転型の場合は記入

移転する本社機能 と業務内容 ※番号欄には、業務 内容が該当する次の 番号を記入してくだ さい。 ①経営方針の意思決 定 ②経営資源の管理 ③各種業務の統括 ④情報処理 ⑤研究開発 ⑥人材育成	部 課 名 : (番号) 業務内容 :
	部 課 名 : (番号) 業務内容 :
	部 課 名 : (番号) 業務内容 :
移転前の所在地	
移転予定地	
組織図	
移転前	移転後 (案)

○ オフィス進出型の場合は記入

設置予定地	
-------	--

○ 共通

調達方法の詳細	① 土地を取得し、自らオフィスを所有 (土地取得日 : 年 月 日) (オフィス取得日 : 年 月 日)		
	② 土地を借用し、自らオフィスを設置 (土地借用日 : 年 月 日) (オフィス設置日 : 年 月 日)		
	③ オフィスを借用 (オフィス借用日 : 年 月 日)		
	④ 自社敷地内に、オフィスを設置 (オフィス設置日 : 年 月 日)		
稼働予定日	年 月 日		
従事する者の人数	人	内、正規雇用者	人

3 スケジュール

項目	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月

4 設置予定位置図 (改修等がある場合は、既存オフィスの図面、写真等)

5 物件所有者の同意 (借用物件で、改修工事を伴う場合)
本計画に係る物件について、改修工事に同意します。

物件所有者

印

6 経費等

単位：円

経費区分	補助対象経費	補助金申請可能額 (補助対象経費×補助率2/3) ※小数点以下切り捨て
土地、建物又は事務所の取得費用	円	円
土地、建物又は事務所の賃貸に係る初期費用	円	円
建物又は事務所の改修費用	円	円
設備の工事費用	円	円
備品の購入費用① (パソコン・プリンター以外)	円	円
備品の購入費用② (パソコン) (台) ※従業者数が上限	円	円 ※上限額：1台あたり20万円
備品の購入費用③ (プリンター) (台) ※1台が上限	円	円 ※上限額：10万円
輸送費用	円	円
その他の費用	円	円
補助金申請可能額 合計 ※千円未満切り捨て		円
誘致重点業種（別表4）に係る加算額 ※該当する補助金上限額の5%		円
該当する補助金上限額 ※別表2又は別表3を参照		円
補助金交付申請額 ※「補助金申請可能額合計+加算額」又は「補助金上限額」のいずれか低い額		円

- 各経費の確認ができる書類（見積書及び明細書の写し等）を添付すること。
- 国、県、その他団体からの補助金等を受ける場合は、該当の経費区分からその金額を減じた額を補助対象経費としてください。
また、その補助金等の金額がわかるもの（補助金交付決定通知書の写し等）及び補助対象経費がわかるもの（経費明細書等）を添付すること。

渋川市長

様

住 所

名 称

代表者職氏名

印

誓約書

私は、渋川市しぶかわ企業進出促進補助金の交付申請に当たり、下記のことを誓約します。

また、補助金の交付決定のために必要な場合には、渋川警察署に照会することを承諾します。

記

- 1 自己又は自己の法人その他の団体の役員等は、渋川市暴力団排除条例（平成24年渋川市条例第30号）に規定する暴力団及び第2項に規定する暴力団員に関係はありません。
- 2 要領に基づく補助金を使用して整備するオフィスは、以下の目的で使用しません。
 - (1) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に規定する営業その他これらに類する業
 - (2) 特定商取引に関する法律（昭和51年法律第57号）第2条第1項に規定する訪問販売、同条第3項に規定する電話勧誘販売、同法第33条第1項に規定する連鎖販売取引その他これらに類する業
 - (3) 貸金業法（昭和58年法律第32号）第2条第1項に規定する貸金業
 - (4) 政治活動又は宗教活動
- 3 本社機能移転型の補助金の交付を受ける場合は、事業が完了した日から5年以上継続して渋川市内で本社機能を運営します。
- 4 オフィス進出型の補助金の交付を受ける場合は、事業が完了した日から3年以上継続して渋川市内でオフィスを運営します。
- 5 市が、補助金の交付に関する内容等を公表することに同意します。
- 6 補助金交付の取消しを受けたときは、補助金等の返還について、指定された期限を厳守し履行します。

様

渋川市長

印

渋川市しぶかわ企業進出促進補助金交付（不交付）決定通知書
年 月 日付けで申請のあった渋川市しぶかわ企業進出促進補助金に
ついて、下記のとおり決定したので、通知します。

記

1 補助金の種類	
2 補助金交付決定額	円
3 条件	(1) 補助金を目的外に使用したときは、補助金の一部又は全額の返還を命ずることがあります。 (2) 市長又はその委任を受けた者若しくは監査委員の監査に応じなければなりません。 (3) 補助対象事業を中止したときは、補助金の全額を返還しなければなりません。
4 補助金不交付理由	
5 指示	

様式第5号

年 月 日

渋川市長

様

住 所

申請者 名 称

代表者職氏名

渋川市しぶかわ企業進出促進補助金変更交付申請書
年 月 日付け 第 号で交付決定を受けた渋川市しぶかわ企業進出促進補助金について、内容に変更が生じたので、関係書類を添えて下記のとおり申請します。

記

1 補助金の種類	
2 変更年月日	年 月 日
3 交付決定額	円
4 変更交付申請額	円
5 変更内容	
6 変更理由	
7 添付書類	<ul style="list-style-type: none">・ 計画書（様式第2号）・ 変更する内容を証する書類・ その他市長が必要と認める書類

様式第 6 号

第 号
年 月 日

様

渋川市長

印

渋川市しぶかわ企業進出促進補助金変更承認（不承認）通知書

年 月 日付けで変更申請のあった渋川市しぶかわ企業進出促進補助金について、下記のとおり決定したので、通知します。

記

1	補助金の種類	
2	変更前補助金交付 決定額	円
3	変更後補助金交付 決定額	円
4	変更内容	
5	指示	
6	不承認理由	

様式第7号

年 月 日

渋川市長

様

住 所

申請者 名 称

代表者職氏名

渋川市しぶかわ企業進出促進補助金交付申請取下届
渋川市しぶかわ企業進出促進補助金について、下記のとおり申請を取り下げま
す。

記

1 補助金の種類	
2 交付決定額	円
3 担当者連絡先	担当者名 : 連絡先 :
4 取下げ理由	
5 備考	

様式第8号

年 月 日

渋川市長

様

住 所

申請者 名 称

代表者職氏名

渋川市しぶかわ企業進出促進補助金実績報告書

年 月 日付け 第 号で交付決定を受けた渋川市しぶかわ企業進出促進補助金について、補助対象事業が完了したので、関係書類を添えて下記のとおり報告します。

記

1 補助金の種類	
2 交付決定額	円
3 精算額	円
4 着手日	年 月 日
5 完了日	年 月 日
6 担当者連絡先	担当者名 : 連絡先 :
7 添付書類	<ul style="list-style-type: none">・ 報告書 (様式第9号)・ 所在地証明書・ 定款の写し・ 登記事項証明書・ 直近の決算報告書及び勘定科目内訳書・ その他市長が必要と認める書類

様式第9号(第12条関係)

報告書

1 企業の概要

本店所在地			
業種		資本金	百万円
主要生産品又は 主要サービス		従業員数	人

2 事業の概要

○ 本社機能移転型の場合は記入

移転する本社機能 と業務内容 ※番号欄には、業務 内容が該当する次の 番号を記入してくだ さい。 ①経営方針の意思決 定 ②経営資源の管理 ③各種業務の統括 ④情報処理 ⑤研究開発 ⑥人材育成	部 課 名 : (番号) 業務内容 :
	部 課 名 : (番号) 業務内容 :
	部 課 名 : (番号) 業務内容 :
移転後の本社機能 所在地	
組織図	
移転後	

※ 本社機能移転が確認できる資料（取引先への本社機能移転の案内通知、本社機能の移転内容を記載したパンフレット又はホームページ画面の印刷書類等）を添付すること。

○ オフィス進出型の場合は記入

オフィス所在地	
---------	--

○ 共通

稼働日	年 月 日		
従事する者の人数	人	内、正規雇用者	人

- 3 建物又は事務所の建築基準法及び建築基準関係規定への適合性
 適合を確認しました。
 未確認ですが、不適合が判明した場合は、速やかに是正します。

4 オフィスの図面、写真等（改修がある場合は、改修前後の写真）

5 経費等の実績

単位：円

経費区分	実績金額	補助金精算見込み額 (実績金額×補助率2/3) ※小数点以下切り捨て
土地、建物又は事務所の取得費用	円	円
土地、建物又は事務所の賃貸に係る初期費用	円	円
建物又は事務所の改修費用	円	円
設備の工事費用	円	円
備品の購入費用① (パソコン・プリンター以外)	円	円
備品の購入費用② (パソコン) (台) ※従業者数が上限	円	円 ※上限額：1台あたり20万円
備品の購入費用③ (プリンター) (台) ※1台が上限	円	円 ※上限額：10万円
輸送費用	円	円
その他の費用	円	円
補助金精算見込み額 合計 ※千円未満切り捨て		円
誘致重点業種（別表4）に係る加算額 ※該当する補助金上限額の5%		円
該当する補助金上限額 ※別表2又は別表3を参照		円
交付決定額		円
精算額 ※「補助金精算見込み額合計+加算額」、上限額又は「交付決定額」のいずれか低い額		円

- 各経費の実績額が確認できる書類（領収書及び明細書の写し等）を添付すること。
○ 国、県、その他団体からの補助金等を受ける場合は、該当の経費区分からその金額を減じた額を実績金額としてください。

6 従事者一覧

番号	部課名	名前	雇用形態
1			
2			
3			
4			
5			
6			
7			
8			
9			
10			

※ 雇用保険被保険者証の写しを添付すること。
 また、正規雇用者は、雇用契約書又はこれに替わる書類を添付すること。

様

渋川市長

印

渋川市しぶかわ企業進出促進補助金確定通知書

年 月 日付で報告のあった渋川市しぶかわ企業進出促進補助金について、下記のとおり確定をしたので、通知します。

記

1 補助金の種類	
2 交付決定額	円
3 交付確定額	円
4 備考	

渋川市長 様

住 所

請求者 名 称

代表者職氏名

交付請求書

年 月 日付け 第 号で渋川市しぶかわ企業進出促進補助金の確定を受けたので、下記のとおり請求します。

1 確定を受けた補助金の種類

補助金の種類	
--------	--

2 請求金額

交付確定額		円
-------	--	---

3 振込口座情報

金融機関名		支店名	
区分	普通 ・ 当座	口座番号	
(フリガナ)			
口座名義人			

※ 代表者印を省略する場合は、次の事項を記載してください。

発行責任者及び担当者（フルネーム） 連絡先（固定電話番号）

発行責任者：	(電話番号)
担 当 者：	(電話番号)

発行責任者は、代表取締役又は支店長や営業部長等請求権限のある役職者です。担当者は、請求に係る事務担当者です。発行責任者が兼ねることができます。

様

渋川市長

印

渋川市しぶかわ企業進出促進補助金交付決定取消通知書

年 月 日付け 第 号で補助金の交付を決定した渋川市しぶかわ企業進出促進補助金について、下記のとおり交付の決定を取り消したので、通知します。

記

1 取消内容	
2 取消理由	
3 取消年月日	

様

渋川市長

印

渋川市しぶかわ企業進出促進補助金返還命令書

年 月 日付け 第 号で補助金の交付を決定した渋川市しぶかわ企業進出促進補助金について、下記のとおり補助金の返還を命じます。

記

1 返還すべき金額	
2 返還を命ずる理由	
3 交付済補助金額	
4 返還期限	